

放課後児童保育室入室申請に添付必要な書類一覧(チェック表)

全員が必ず用意する書類(保育を必要とする事由の説明書類※いずれかの書類の提出必須)

○ 父母及び65歳未満の同居の祖父母が対象です。

	常時家庭での保育が受けられない事由	必要な書類	父	母	祖父	祖母
①	雇用されている方	(1) 就労(内定)証明書 (2) シフト表(不規則勤務の場合)				
②	雇用が内定している方 ※就労開始後に再度就労証明書の提出が必要	(1) 就労(内定)証明書 (2) シフト表(不規則勤務の場合)				
③	自営業の方	(1) 就労(内定)証明書(自分で記入) (2) 就労状況申告書(自営業者用) (3) 直近の確定申告書の写し等 (自営業の証明となるもの)				
④	内職している方	(1) 就労(内定)証明書(自分で記入) (2) 就労状況申告書(自営業者用) (3) 発注等の実績を証明する書類				
⑤	病気や障がいのある方	診断書(放課後児童保育室申請用) 又は障がい者手帳の写し				
⑥	病人などの介護・看護をしている方	(1) 介護・看護状況申告書 (2) 被介護者・被看護者の診断書 (任意様式)又は障がい者手帳の写し				
⑦	就学している方	(1) 在学証明書(合格通知) (2) 授業のカリキュラム等 (週の授業日数、時間が分かる書類)				

該当する方のみ用意する書類

申請者の状況	必要な書類	備考 ※詳細については「入室のご案内」2Pを参照してください	チェック欄
入室希望児童に障がいのある場合	障がい者手帳、療育手帳等の写し(種類、等級の分かる部分)	所持している場合のみ	
生活保護を受給している世帯	生活保護費受給証の写し		
新座市に転入前に申請する世帯	転入予定の住所及び転入予定日が分かる売買契約書又は賃貸契約書の写し	新座市内にある住居(祖父母宅等)に転入予定の方は、その住居の世帯主記載の申立書の提出	
令和5年1月1日に市外にお住まいの方(R6.4月から8月の入室申請する方)	令和5年度課税(非課税)証明書(保護者分) ※令和5年1月1日に住民登録があった市区町村で入手することができます。	申請時、新座市にお住まいの方で、入室申請書に個人番号を記載し、申請時に個人番号カード等確認が可能な場合は、課税(非課税)証明書の添付を省略することができます。(郵送の場合は、個人番号カード等の写しを提出してください)	
令和6年1月1日に市外にお住まいの方(R6.9月以降入室継続する方又は入室申請する方)	令和6年度課税(非課税)証明書(保護者分) ※令和6年1月1日に住民登録があった市区町村で令和6年6月以降入手することができます。 ※4月から8月の入室の方も必要となります。		
離婚を前提に別居中の方	(1)離婚調停中又は裁判中であることを証明する書類(家庭裁判所からの調停期日通知書【夫婦関係調整事件】など) (2)ひとり親であることの申立書	・提出できない場合、別居中の配偶者の入室時必要書類、税書類の提出が必要となります。 ・別居中、離婚協議中、又は離婚が成立している場合でも同居している場合はひとり親扱いにはなりません。	